# 第4回中野区子どもの権利委員会(令和4年8月10日)

## 午後7時00分 開会

## 事務局(子ども政策調整係長)

皆様、こんばんは。会議に先立ちまして、事務局からご報告いたします。本日は10名全員の 皆様にご参加いただいております。委員の過半数が出席されていますので、委員会は有効に 成立しております。

本日は新型コロナウイルスの感染状況を鑑みまして、オンラインでの開催となります。 それでは会議の進行をよろしくお願いいたします。

## 内田会長

第4回もオンラインということになってしまいました。ですが、答申を出す締め切りが8月の末に迫っていますので、今日は可能な限りご意見をいただいて、最終的には私と事務局のほうで引き取って、案をさらに修正等加えて皆さんに確認をしていただいて、答申提出という形になるかと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からお送りいただいています次第のとおりで、本日何をするかといいますと、まずは前回の第3回のワーキングの振り返りをするということ、そして中間答申案について再度見ていただくということ、それから現在進行中の子どもへの意見聴取の実施状況を共有いただく、何か困難なこと等ありましたらぜひここで出し合って、みんなでそれについて考えたいということです。それからそのほか何かありましたら、皆さんからお願いしたいということで、よろしくお願いいたします。

それで議事に入る前なのですけれども、ちょうど今、この時期、このタイミングで国のほうもいろいろ動いておりまして、ちょうど林委員が「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」という委員会の委員になっておられまして、先日、第1回が開催されたということで、そちらでどのような議論があったのかというところも少し共有させていただいて、我々のこの活動に反映させてもいただきたいということで、少しお話しをいただければと思うのですけれども、林委員、いいでしょうか。少しご紹介いただけますか。

#### 林委員

林です。よろしくお願いします。今、画面共有で映しております。6月にこども家庭庁が設置法と、あと、こども基本法が制定されたことを踏まえて、国における子ども政策の決定過程において、子どもの声をどのようにして反映したらいいのかというところの検討委員会が、今月の8日、8月8日から始まっております。リンク先にありますように、私も委員として選出をして

いただいております。

この間、この調査研究そのものにつきましては、先ほどのリンク先のところで全部ダウンロードできますので、そちらも見ていただければと思うのですけれども、今年度限りのところではありますが、2月までの間に国内の先進事例や海外の取組の事例の収集・分析、それから有識者へのヒアリング等を行って、秋口に一旦モデル事業を、実際にどういう形で子どもの声を発していったらいいのかというところを行った上で、最終的な報告書を2月に出すという予定でいます。

年度の中で行いますので、来年の予算で、来年度にすぐ動けるというわけではないのですけれども、この1回目の議論の中でもそこを確認したところ、今回の議論を踏まえて来年度4月から実際にこども家庭庁が動き出しますので、そこの中で子どもの声をどう反映させていくのかということについては、できるたけ早めに動かしていくという話になっておりました。

国内の先進事例の調査の案としてはいろいろと、この調査そのものを今、プロポーザルで行っているところもあって、企業側が幾つかいろいろ調べたところで、町田市、豊田市、あと山形県の湯沢町、愛知県の新城市など、既に子どもの権利条例等々が動いていたり、子ども参加型や子どもの意見表明・参加というものが進んでいる自治体が、一応調査対象、ヒアリング等を含めて対象になるかなと思っております。ここにちょっと出ていなかった自治体で幾つか追加等々が行われていくという形になっております。

今回、私が入っている中では、私が関わっているところだと世田谷区や川崎市が関わりとして入っていますので、そこの事例等々は伝えていきますし、中野区については、条例で動き出しているのはこの4月以降というところですので、どこまで中野区の取組がというところはあるのですけれども、うまくいろいろな形で国の動きと連携ができたらなと思っております。この辺については随時出せる情報があれば、そのときに出していこうと思っておりますし、資料等、まだ議事録はアップされていませんけれども、この辺の国の審議会等々の資料は早めにアップがされるようになっておりますので、ぜひホームページ等々も見ていただければと思っております。

あと、併せて先日、子どもの居場所関係のところの委員会もスタートしていると報道がありましたので、そちらも併せて国の動きを追っていただければと思っております。

ひとまず以上です。

#### 内田会長

林委員、どうもありがとうございました。林委員に何か質問のある方とかいらっしゃいます

か。大丈夫ですか。

林委員がこちらの委員会に参加してくださっているので、国の検討委員会でどのような議論がされているのかというところは、適宜我々に直接紹介をいただけるということで、私たちも参考にさせていただきたいですし、今、お話しくださったように、中野区の場合は、こちらに事例として提示するには少し早い、今、我々もまさに試行錯誤でやっているところですので、行く行くはこういったところの事例に加えていただいて、私たちのほうからいろいろな提言だったり提案だったりができるような、そんな取組に私たちで育てていく意識が大事ではないかなと思います。

それでは、それはそれとして、早速今日の議事に入っていきたいと思います。なかなかあまり時間もない中で、かなりの分量の資料のほうを見ていただくことになっています。まず議事の1番目、「第3回及びワーキングの振り返りについて」ということで、資料の1をご覧いただけるでしょうか。

それでは、資料1の確認にいきたいと思います。7月16日に開催されました第3回委員会、それから先週オンラインで実施をしました中間答申のワーキング、こちらの議論のほうを事務局にまとめていただきました。それがこちらになっています。詳しくはお読みいただければと思うのですけれども、かいつまんで内容のほうを少しだけ説明させていただくと、第3回委員会では子どもの居場所、それから遊び、学び、体験に関する検討、それから相談・救済に関する検討を行って、皆さんからいろいろなご意見をいただきました。第1回、第2回、第3回の議論を踏まえて、先週行った中間答申ワーキング、こちらのほうでは答申の項目ごとに、どのようなことを盛り込みたいのか、皆さんと議論をさせていただいたということになります。

いつも我々の議論を過不足なくまとめてくださっているこの文章、何かお気づきの点、落ちている点、あるいはそういう意味ではないとか、何かありましたら教えていただければと思います。これは、では、いいですかね。

それから中間答申案ですね。こちらが資料の2になります。こちら、まず簡単に資料の説明を させていただきます。

「はじめに」というところ、赤字で加わっているところですね。こちら、前回から加筆をしたところになっているのですけれども、これもまた皆さんにご確認をいただいて、ご意見があればいただくと。最終的にはできるだけ、私ももう一度見直しをして、私たち第1期の権利委員会としての思いのようなところも、皆さんの思いも含んでここにまとめることができればと思っていますので、また今日の議論も参考にさせていただいて、最終的に確定したいと思っていま

す。

目次が来まして、1ページ目、「現状と課題」というところですね。こちら、現在進めている意見聴取の内容もできる限り反映をさせていきたいと思っているというところです。まだ反映はされていない状態ですので、こちらも8月末の提出までに可能なところについては盛り込んで、盛り込んだものを最終的に確認いただいて提出させていただきたいということになっています。

先に説明だけしてしまいますね。これは事務局のほうで我々の議論を踏まえてまとめてくださっているのですけれども、私も改めて見直しをして、もう少しこうしたほうがいいのではないかという意見はあるのですね。ですが、まず先に事務局でまとめてくださっているこの文章の説明ということで、先にお話ししてしまいたいと思います。

次で5ページ目にいって、「子どもの権利保障の基本となる考え方」というところですね。第3回で確認をした内容から加筆をしたところが赤字に、さらに下線を引いているところになります。第3回委員会を受けて盛り込んだ内容、それから先週のワーキングでいただいたご意見、こちらの加筆、修正をした部分を中心に説明をさせていただきます。

まず、「子どもの権利保障の基本となる考え方」ということで、上から順番に、最初の丸からいきます。誰一人取り残すことなく子ども一人ひとりの声や言葉にならない思いを尊重する必要があるということ。

それから次ですね、子どもは子どもにやさしいまちをつくるためのパートナーであるという ことから、子どもに関する様々な取組への子どもの参加の機会を確保すること、これは必要不 可欠であるということ。

それから三つ目ですね、子どもにとって必要な情報を適切に提供して、その上で意見を聞くこと、また聴取した意見をどのように生かしたかを子どもにフィードバックすることなど、子どもが意見表明しやすい仕組みを用意して、子どもの参加を実質的に保証していく必要があるということ。

それから四つ目の丸ですが、ロジャー・ハートの「参加のはしご」をご紹介したということもあります。こちらの考え方を記載していますが、書き方を私は少し訂正をしたほうがいいと思っていて、それも含めて皆さんのご意見も伺いたいと思っています。

それから丸の最後、五つ目ですが、子どもの本音を聞くスキルが大人に求められているのだというところで、前回のワーキングでご意見をいただきましたが、保護者や家庭、学校の大人だけでなく、全ての大人が子どもの声を聞こうとする意識を常に持つことが大切であるとい

うように、誰しもが受け止めなくてはならないのだということを文面として記載しているところになります。

それから6ページ目ですけれども、最初の丸になりますが、この委員会で特に大切にしている保護者にも寄り添っていくという記述ですね。ワーキングの中でも学校の先生や、保育士さんは余裕がないということ、非常に負担を抱えていることがあるとご意見をいただきましたので、前回の文案から少し文面修正をしまして、保護者や子どもと関わる大人に寄り添っていくということを加筆しています。

それから丸の二つ目ですが、子どもの権利の実質的な保障のための状況把握、モニタリング、 評価の必要性について記載をしました。

それから、次が第3回委員会で意見をいただいていたかと思いますけれども、世代間の交流、 それから相互理解によって子どもにやさしいまちをつくっていくのだと、子どもの権利といっ て子どもだけを見るのではないというお話が出されましたね。これについてをここに最後にま とめているということになっています。箇条書きで今、挙がっているという状況です。我々が 大事にしようということで議論をしてきた考え方について、今、この箇条書きの形でまとまっ ています。

何かほかに追記したほうがいいということがありましたら、後ほどご意見をいただければと 思います。

それから次、7ページ、「3 取組の方向性」というところですが、こういった基本的な考え方を踏まえて、どのような取組を進めていくのかということで、四つの柱を出していますね。一つ目の柱が、子どもの権利に関する理解促進、二つ目が、子どもの意見表明・参加の促進、三つ目が、子どもの居場所づくり、四つ目が、子どもの権利侵害の防止、相談・救済と、この四つの柱を取組の方向性としてこの権利委員会では出していることになります。

まず最初の一つ目「子どもの権利に関する理解促進」というところで、これはこのとおりですね。特に②のところに少し加筆をしています。ワーキングの中でご意見をいただいたところだと思いますけれども、家庭で権利について、子どもの権利について話し合うということも効果的なのではないかというご意見をいただいたかと思いますので、その内容を記載しているということです。

それから次のページにいって、8ページ目ですが、最初の丸ですね。乳幼児へ意見を聴くということについても、様々な工夫をしながら意見を聴くことができるということ。

それから8ページ目の丸の三つ目ですね。ここは子どもの権利の概念や理念、意味を正しく

理解するためには、子どもの年齢や背景などに応じてその学び方を工夫していくことが必要になる。子どもの権利救済委員と連携した出前授業、学校や子ども関連の施設を初め、子どもが多くの時間を過ごす場所で、参加する子どもたちに合わせて実施することによって、条例や救済機関を効果的に周知することができるとともに、関連する施設との関係構築を図ることができると。特にこれから立ち上がっていくオンブズとの連携を意識した内容をここに加えているということです。

次ですね、取組の方向性、(2)子どもの意見表明・参加の促進というところで、①子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの二つ目の丸ですね。子どもに意見を聴く際は、「意見を言っても大丈夫なのだな」と思わせる空気をいかにつくることができるかが大切だ。子どもの状況に応じて代弁者としての子どものオンブズパーソン、この意見を言いにくい子どもの意見表明を支援する人の活用も検討する必要があるだろうというところも、皆さんから出された意見で大事だったところになりますので、これを加えてあるということですね。

それから三つ目、子どもの意見表明に際しては、子どもが本心から思っていることを意見として表現し、大人が受け止める必要がある。子どもの意識、無意識を問わず、子どもの意見を大人が代弁する、大人が子どもの意見を誘導するといった、大人にとって都合がよい意見表明となることは、子どもの権利が保障された状態とは言いがたく、それは絶対に避けなければならないと。子どもにとって意見を聞かれた結果が、何か変わったなということを子どもが実感できることが重要であって、このことで意見を表明する子どもの意識も変わってくると考えると。子どもの意見を受け止め、どう反映し、何が変わったのかを子どもにフィードバックするという一連の流れを子どもの意見聴取の仕組みとして確立させることが重要だと。これも大事な視点だったかと思います。

その下、家庭や学校、地域など様々な場面で子どもから話を聞くためには、子どもの意見の 聴き方や子どもの本音を引き出すスキルを学べる研修、子どもの参加を促すためのファシリ テーターの養成などを行うことが効果的だ、それも出ていたかと思います。

それから行政や地域の取組の中で、子どもの意見表明や参加の機会を増やすために、意見 聴取の機会の設定の仕方、聴取の方法など、子どもの参加に関する実践的な手引やマニュア ルを作成すること。作成に当たって専門的な知見を有する学識経験者や団体の協力を得て作 成することが望ましいだろうと。

里親家庭や社会的養護関連の施設で生活をしている、またはその経験のある子どもの意見 表明の仕組みをつくることは、社会的に声を上げにくい立場である子どもの権利を保障する という意味で重要な意味を持つことから、行政の積極的な関わりが望まれる。

意見聴取の仕組みが適切に機能しているかをモニタリングし、評価することも大切であると。 意見聴取という定性的な状況把握だけでなく、定期的な実態調査を行うことで、定性的、定量 的な評価を行って子ども目線での改善を継続して行う必要があるということをここにつけ加 えています。子どもの意見表明・参加の仕組みというところで、ここに入れ込んでみましたとい うことです。

さて、その次ですけれども、②子どもの意見表明・参加の機会の確保、一つ目はいいですね。 二つ目の丸ですね。ちょっと読ませてもらいますが、意見表明の機会は機会そのものが創出されると同時に、その存在や方法が子どもに認知されることによって、機会が確保された状態であるといえると。意見表明の機会は機会そのものが創出されると同時に、その存在や方法が子どもに認知されることにより、機会が確保された状態であるといえる。様々な機会を捉えた子どもへの周知方法を行うことが大切であるということも記載をしています。

また、もう一つ、障害、外国にルーツのある子ども、LGBTQなど、地域には多様な個性や背景を有する子ども、意見を言えない、言いづらい、緊張してしまう子どもがいると。声を上げることができない、上げにくい子どもの意見や思いを受け止めるために、対面、アンケート、ウェブ、SNSなど幅広い方法を活用して、誰一人取り残すことなく意見を受け止める機会を確保する必要があるということも付け加えています。

そして③子ども会議の開催について、こちらもなかなか第3回の委員会までで十分こちらのお話が、時間をとることができませんでしたので、ワーキングで少しご意見をいただいたところでした。丸の最初は、条例第14条に基づいているということですね。それから二つ目、子ども会議の参加に当たっては、その性質を鑑み一部の子どものみに参加者が偏らないよう、多様な参加者を受け入れる環境を整えるとともに、子どもが参加しやすい、参加したいと感じる仕組みを作ることが大切だと。

三つ目、子ども会議では、環境問題などの大きなテーマが取り上げられることが多いですが、 いじめをなくすこと、校則を見直すこと、児童館などの身近な施設の運営に関することなど、 子どもにとって身近で日常生活に大きく関わっていくテーマについて話し合う場や機会が、よ りつくられるとよいのではないかと考えます。

四つ目、行政は、子ども会議で行われた活動や議論、または提出された意見をまちづくりの パートナーである子どもの意見として尊重する必要がある。子ども会議の議論や意見をどの ように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることで、子 どもが参加したことに意義を感じ、さらなる参加意思の醸成につながる。また、こうした子どもとの対話が日常的に行われることが望ましいと考える。

子ども会議の参加者が成長して若者となったとき、子ども会議の支援者やサポーターとなり、 子どもを支える役割を担ってもらえるような正の循環が生じるような運営方法や仕組みの検 討が望まれる。

子ども会議に参加する子どもの数が、区内の子どもの数からすると一部であると。しかし子 ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを子ども会議に参加してい ない子どもや大人に知ってもらうことが重要だと。こうしたことを通じて子ども会議が家庭、 学校、地域などに広がることが期待できる。子ども会議の開催というところに、今、このような 形でこれまでいただいていた意見を入れ込んでいるということですね。

それから④は、子ども施設の整備・運営への参加というところで、日常的に利用する児童館などの子ども施設において、運営委員会に子ども委員を設けたり、利用に関して大人だけでなく子どもにもアンケートをとるなど、子どもが様々な方法で意見を出せる機会をつくる必要があると、ここにこのようにまとめました。

次ですね、方向性の三つ目の柱です。「子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実」というところでいくと、①として子どもが安心して過ごせる居場所づくり、上から順番にいきますけれども、中野区の全ての子どもに居場所があるかどうかという視点で、居場所を考える必要があるのだと。さらに既存の居場所が子どもの思いや意見を反映したものになっているか、また反映する仕組みがあるかどうかということも重要だということ。

また、子どもが自由に出入りできる居場所、またプレーパークなどの子どもが自由に遊べる 居場所、また夏休みなどの長期休みとなる間の居場所の確保の必要性。それから中高校生施 設の整備の検討、ここについては当事者である子どもの意見を聴きながら進めていく必要が あるということ。

また、子どもの権利保障の基本となる考え方で記載をしていますけれども、高齢者と子ども がお互いのニーズを共有して話し合う場、また多世代の交流、こういったことが大切であると いうことを記載しています。

ちょっと長いのですが、さらに先へ続けます。②のところで、子どもの学び、遊び、体験の充実というところで、これも幾つか記載させていただいているのですけれども、この区内に団体、民間事業者、NPO、地域資源が多く存在をするということで、これらの様々な主体と連携をして、学びや遊び、体験の機会や場所を充実させることが、子どもの豊かな成長、自立性、社会

性を育んでいくためにとても大切であるということ。

二つ目で、学力は子どもの自己肯定感に影響を与えると言われているのだと。子どもが自分の可能性を信じて挑戦をして、未来を切り開く力を習得できるよう、子どもの学びの機会や場所を充実させることが重要であると。

また、本ですね、子どもが本を読むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きることにつながる。年齢に応じた読書環境、とりわけ乳幼児期から本に親しむことができる環境を充実させることは、子どもの学ぶ権利の保障につながると考える。

また四つ目、区内には家計が苦しく十分な学習環境が整っていない子ども、不登校の子ども、 学習面で特別な配慮を必要とする子どもがいるということ。区が行う学習支援の取組、また 地域団体が行う無料塾の取組、こういったものによって子どもの学習の機会を確保して、地域 全体で子どもを支えて応援する環境を整える必要があるということ。

最後ですね、施設の利用、体験活動においては、利用方法、申込方法を簡単なものにする必要がある。保護者も日々忙しい中で利用や申込みへのハードルも高いとお話しいただきましたけれども、結果として子どもの体験などの機会が失われてしまうことがあるので、利用方法や申込方法を工夫して子どもの活動、体験の機会を増やしていくことにつなげていく、ここを盛り込んでいるということです。それが三つ目の子どもの居場所というところの柱になりました。

最後になりますが、四つ目の柱で、子どもの権利侵害の防止、それから相談・救済というところですね。12ページ以降になりますが、まず①のところ、子どもの権利侵害の防止についてですけれども、丸の一つ目は虐待、子どもの権利侵害の最たる例であって、子どもの身体と心に深刻な影響を与え、心身の発達にも影響を及ぼす。行政はその未然防止に向けた取組を積極的に進めるとともに、地域全体で子どもを見守り、虐待を発生させない環境をつくっていく必要があると。

二つ目、地域には社会的養護を必要とする子ども、親やきょうだいの世話をして自分の時間が十分に確保できない子ども、ヤングケアラーですね、学校に行くことができない子どもなど、様々な要因によって権利が侵害されている状況にある子どもがいる。子どもが本来有しているはずの子どもならではの権利が保障されるように、それぞれの状況に合わせた支援を行っていく必要がありますと。

そして子どもの権利侵害は部活、習い事、学習など子どもにとって日常的な関係の中で生じ

るもの、環境の中で生じるものもある。大人が子どもに対してよかれと思って行う行動が、子 どもの権利を抑制する、侵害する結果につながることがある。大人に対する子どもの権利学 習の機会など、権利の視点から子どもに対する接し方を考える機会を設けることも必要であ ると考えるとしています。

次に②、子どもの権利に関する相談・救済のところでは、相談窓口は一般に電話が多く使われているところだけれども、なかなかそれが子どもにとってはハードルが高いというお話をしました。ですので、そのための工夫ということで、委員会で話が出たところをまとめていますね。

それから二つ目も、相談への心理的な負担を軽減させたり、誰にも相談できずに、もしくは誰かに相談したけど悩みが解消されずに苦しんでいるところを救済するためにも、タブレットを活用しようと。また他自治体で導入実績があるLINE相談など、そういったことを導入すること、子どもがアクセスしやすい手法を検討していく必要をここで述べているということです。それから三つ目の丸で、相談窓口を周知する際、相談の連絡先を周知する場合が多いけれども、単にそれだけではなくてという話があったかと思います。相談した結果どうなるのか、そこまで伝える必要があるだろう。周知をする際に子どもも大人も、実際に相談したらどうなるのかというところのイメージがしやすいように、相談をしてからどのように解決されていくのかというところの流れ、また中身、こういったものを具体的に伝えていって、自分の悩みを誰が、どう動いて、解決に向けて働きかけてくれるのかを知ることができることが大切だということをまとめました。3点目ですね。

4点目が、子どもの相談・救済においては、まずは子どもが自分の気持ちや悩みを安心して話せる人や場所があるかという相談しやすい雰囲気づくりがとても大事だと。まず居場所が子どもに寄り添い、話を聞く場所となって、そこから相談・救済につなげていくことができると、そのように考えるのだと。相談窓口というのは、子どもにとって親しみやすく、また困ったときにすぐに思いつく身近な存在である必要がある。相談窓口に愛称をつけるなどの工夫、マスコットキャラクターのようなものを使って周知を行う、そんな工夫も意味があるのではないかと。また、これらを新たに設ける場合は、子ども参加で行うということですね。そのほうがその相談窓口の認知度の向上にもつながるであろうし、効果的であろうということもまとめてあります。

それから、③子育てに不安や負担を抱える保護者への支援というところで、家庭において子 どもの権利を保障していくときに、保護者自身に余裕がない、また負担を感じている、そうい った場合には、まず保護者の負担感を軽減する手だても併せて考えていく必要がある。保護者が利用できる相談窓口を分かりやすく発信すること、保護者が抱える悩みや大変さにも寄り添うことが、子どもの権利保障にとって重要であるということをこちらにまとめてあります。 というのが取組の方向性の四つの柱になりました。

最後、ここは推進体制、また取組の評価・検証というところですが、また、今、書かれている内容について、まず順番にご紹介をしていくと、地域や関係団体、それからNPOなど多様な主体と連携をして、ネットワークを構築しながら子どもにやさしいまちづくりを進めていく必要があるということ。

それから区役所の全職員対象に子どもの権利に関する研修を実施するなど、全庁的な推進 体制を強化し、区全体で取組を推進していく必要があるということ。

また、推進計画は、計画に記載された指標を達成することだけが目的なのではなく、子どもが幸せと感じる、幸せだと思う子どもが増える、これは子ども自身の主観的な指標という話はしたかと思いますが、その子どもの視点も非常に重要だと、これも大きな視点として目的になるべきであるということ。

そして推進計画の評価に際しては、統計的な手法による数値指標だけではなくて、ヒアリングなどの参加型の手法によって総合的に評価をしていくことが重要だと。また、評価に当たっては、その数値目標を達成したかどうかということだけでははかれない、なかなか数値に表れてこない、周縁化された家庭、また弱者、誰一人取り残さないということで、そういったところをカバーしていくこと、この評価・検証というところにおいても、この視点が重要であるということを今このようにまとめているということです。

大変長くなったのですけれども、現時点で皆さんからいただいたご意見を事務局にまとめて いただいて、落とし込んだ文案というのがこちらになっています。

今、なかなか時間をかけて見てきましたけれども、最後の付属の資料のところまで説明をした上で、全体的なこの中間答申に対するご意見をいただければと思います。ですので、最後、長いついでになってしまいますが、さらにこの付属の資料について、事務局のほうからご説明をいただけるでしょうか。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

それでは、今、画面共有に出しております中間答申案の付属資料については、順番に「諮問文」ですね。続きまして「中野区子どもの権利に関する条例」の条文ですね。その次に本条例の「施行規則」、続きまして「第1期委員名簿」、さらに「中間答申提出までの開催状況」、このよう

な順番になっております。こちらに加えまして、子どもへの意見聴取結果をまとめたものを付 属資料とする予定でおります。

説明については以上になります。

#### 内田会長

どうもありがとうございました。以上でこの中間答申案の説明をさせていただいたということになります。

それでは、どこからでも結構ですので、今回のこちらの文案を読んでのご感想であったり、また文言の小さいところも含めて、いろいろなところでの印象だったり感想だったり、ご意見だったりというところがあればぜひ伺えればと思います。このようにオンラインなので、リアクションというところで挙手をしていただいて、意見があるよということを表明していただいて、順番に話を聞いていただくような形になりますかね。

相川委員、手を挙げていただいています。それでは、まず相川委員から、よろしくお願いいたします。

# 相川委員

まとめていただきありがとうございます。何点かあるのですけれど、一つ文言の修正をしたいところが一つあります。取組の方向性の町会のところ7ページ目です。私が間違えて言ってしまったのですが、町会がやってくださっているのはスタンプラリーではなくウォークラリーなので、そこを「ウォークラリー」に修正をお願いします。

あとは取組の方向性で、居場所の部分についてです。居場所の部分は11ページのところです。そこで「居場所は、ほっとでき、安心できるところ」など書いてくださっているのですけど、子ども食堂などもあるので、「ご飯がちゃんと食べられるところ」という言葉も入れるといいと思います。また、子どもの権利条例にもあるのですが、何もしなくてもいい場所、そこにいたら遊んだり学んだり何かしなければいけないということではなくて、何もしないということも保障できる、そんな居場所が必要と書けたらいいなと思っております。

あとは、そこの②の学びや遊び、体験の充実というところなのですけれども、「子どもの特性に応じて提供する」ということを入れていただきたいなと思っています。用意したやり方では嫌だというお子さんもいたり、学びについて詳しい方はご存じだと思うのですが、例えば、デジタルで特性に応じたフォントの文章だと学びやすいのだけれども、紙だとちょっと難しいとか、いろいろな特性をお持ちの方がいらっしゃると聞くので、子どもに応じた機会を保障していくということを入れたいなと思っております。

## 内田会長

子どもの思いや意見を反映してという意味ですね。

## 相川委員

そうですね。あとやっぱりお金とかいろいろな問題で、提供できる団体だったり委託先は、そういうスキルがないといったこともあると思います。でも、できるだけ子どもの思いや意見に応えていくような、ないからこれしかできませんと突っぱねてしまうような形ではなく、その子1人のためであっても何か工夫していくようなことができないかなと思っています。

あと全体について、評価についての14ページ以降、推進体制、取組の評価・検証の部分なのですけど、結局この取組をしていく主体は区ということになるのか、教育委員会だったり、もしくは学校だったりとか、いろいろな主体が想定されて、この権利委員会ももちろんその一つだとは思うのですけど、そこの責任の所在をもうちょっとはっきり言えないかなというところが一つ気になっています。あとはそれをするために、では人はどれぐらい必要なのか、場所はどれぐらい必要なのか、あと子どもの居場所も子どもが歩いていける場所、それは小学校区なのか中学校区なのかとか、そういうことも本当は書かなければいけないのではないかと感じています。すごくいい場所が区内に一つだけあります、でいいのか、そういったことも評価していかなければいけないのではないかなと思ったりしています。どうしても数には限りがあって、予算にも限りがあるのでしようがないとは思うのですけれども、そのあたりはどういうふうに評価していったらいいのかなと思っています。例えば、遠くに1つしかないけれど特性のあるお子さんにとってすばらしい居場所がもしあるのだとしたら、送迎の工夫でカバーできるかもしれません。そういった観点でカバーできているか、理想としてはできると言いたいなと、目標としては掲げたいなと思っています。

すみません、たくさんあって。あと評価について、居場所の利用率という視点が必要だと思います。もちろん利用率が高いほうがとてもいいのですけれども、では利用率が低いから簡単に潰してしまっていいのかというと、そうでもないなというところが難しいなと考えています。一方で、利用率が低いということは、利用者が満足していないから、質が低いから行っても子どもが嫌な気持ちになるから低いのかもしれない。なので、そこのあたりをどう評価していくのかというのはとても難しいところだと思ってはいます。そのため、評価の軸として、利用率と、満足度というのは指標として入れたいなと思っています。

あと学習の効果、大人向けに子どもの権利学習などをしますということを前半で言っていて、 ではそれをどう評価していくのかというのもすごく難しいポイントだなと思っています。ぜひ やっていただきたいなと思うのは、満遍なく区民向けにというのもいいとは思うのですけど、 保育士さんですとか、学校の先生向けに定期的に「子どもの権利についてどう思っています か」というアンケートをぜひ中野区で独自に、もちろんお金のこともあるし難しいかもしれない のですけれども、できると大変いいなと思っております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

## 内田会長

ありがとうございます。非常に大事な視点を幾つも出していただいていて、私も同じように 感じていたところが幾つかあって、例えばそれこそ最後、この4番はもう少し書き込みをしな いといけないところだと思うのですね。ちょっと簡単すぎるところなので、これは幾つか私も 足したいと思っているのですが、今、ちょうど相川委員が言ってくださったところでいくと、で は、このような推進体制にのっとって、これら取組を進めていくに当たって、人はどれだけ必 要なのか、場所はどれだけ必要なのかというようなお話がありましたけれども、まさにそこと の関係で、予算の確保という話を推進体制の中に入れていないのですね。これ、大きく落ちて しまっているところなので、この計画を実施する上での適切な予算の確保、また人的資源の確 保、お金と人と、というところが、前回その話ができていなかったかもしれないのですけど、ま さに今、相川委員が言ってくださったところとの関連で、予算の確保というところが必須のと ころなのですね。ここもどのような評価・検証を進めていくのかというときに、例えば子どもの 権利条約、それからユニセフが子どもの権利条約を事項レベルに落とし込んだ子どもにやさし いまちづくり、子どもにやさしいまちとはどのようなまちなのかということで、九つの要素と いうものを出している。その九つの中に十分な子ども予算というのが確実に入っているとこ ろなのですね。なので、こういった枠組みも出しながら、特にこの予算というところが既に抜け 落ちているというところなので、これはぜひ書き入れたいと思っていたところでした。

また、評価というところも利用率、満足度のお話で、単に低いから潰すのではない、利用率が低いというのは不要だから低いのか、いや、そうではなくてというようなところをやっぱりちゃんと子どもに寄り添って、子どもの視点からこのあたりをどう評価していくか、私が言った主観的な指標というところとつながる話ですけれども、こういったところの評価の仕方も丁寧にやっていくこと、子どもの視点を大事にした評価をしていくこと、これも丁寧に書き加えたいところだなというふうに思います。

一つひとつ、そうですね。相川委員が言ってくださったことを全て入れる必要があると私は 思って伺っていました。また、ほかの方、またご意見、同じようなところでご意見もあるかもし れませんので、引き続き今、手を挙げていただいている小保方委員ですか、ご意見をいただいてよろしいですか。

## 小保方委員

ありがとうございます。本当に今、拝見していて、これまでの私たちが出した意見が丁寧に反映されていて、してくださっていて、ありがとうございます。

私、こういう中間答申とかあまり今まで目にしたこともなくて、根本的なところに、基本的なところになってしまうのかもしれないのですけど、中間答申、すごく丁寧に反映してくださっているだけに、ボリュームがあるなというのが正直なところなのですけれども、一般的にこれぐらいのボリュームのものを出すものなのでしょうかというのが一つ、気になってちょっとお聞きしたいなと思いました。

あとは、それぞれの意見を出してくださっているということもあって、粒度が様々だなと見ていて思ったのですけれども、とりあえずこの段階では各委員から出した意見を反映するというところでいいものなのか、最終版はもう少し粒度を整えていくような形になるのかどうなのかというところを知りたかったです。

あと最後に一つ、これから今現在もですけれど、追加で子どもたちの声をヒアリングするという作業を進めているところですけれども、それは最終版のこの答申に反映されるというイメージでいいのかどうなのか、そこの辺を教えていただきたいです。

# 内田会長

ありがとうございました。今の小保方委員のご質問の点について、これまで様々な答申を出 されてきた事務局のほうでつくられてきて、どのような分量だったのかと、今のご質問に対し てお答えいただけるところはありますか。

# 事務局(子ども政策担当課長)

ご意見ありがとうございます。まず答申のボリュームなのですけど、これは審議会や附属機関によって様々でして、本当にさっぱりとした、結論だけを答申するようなケースというのもあります。ただ、今回の権利委員会は、子どもの権利に関する条例が4月1日から施行されて、これから取組を様々進めていこうというタイミングになっていますので、区としてどういう考えを持って進めていくのかとか、どういう取組をしていけばいいのかというところを今回はいただくものになります。我々としては、この答申を受けて、計画に落とし込んでいくわけなのですけれども、どうしても計画というのは事業レベルのものを書くので、あまり細かい理念的なものというのは、計画にはそこまで書かれることはないのですけど、ただ、それを進めていく

ときのマインドだったり心がけというのを今回まとめていただいておりますので、この中で、 事業ベースで落とし込めるものは落とし込むし、そうではないものは事業を進めていく中で、 この答申を尊重しながら進めていくような関係性になります。

ですので、今回15ページぐらいですか、ボリュームとしてはそれなりのボリュームのある答申かなと思っているのですけれども、そこには細かくこの権利委員会の中で皆さんに出していただいた意見を事務局としては丁寧に紡ぎ取ったものをつくっていきたいなという思いで進めてきました。

本来であればこの中間答申をまとめるまでに全てヒアリングが終わって、その内容をこの中にまとめて全てとじ込ませられるのが一番理想ではあるのですけれど、今回時間的な制約と、あとコロナの影響でなかなかヒアリングができないという状態でしたので、今の8月30日に区長に中間答申をお出しいただくようなスケジュールになっていますので、それまでに終わっているヒアリングについては、先ほど内田会長がおっしゃったみたいに、特に1番の現状と課題のところにその結果を落とし込みつつ、反映させていくというのが一つと、答申を出した後にヒアリングを行うものもありますので、そういったものは区として計画に反映できるものは反映していくというような、2段構成で今回は考えております。

#### 小保方委員

ありがとうございます。これから皆さんから出た意見を各事業とか施策に落としていかれるのだろうなと思ったときに、本当に今の出てきた声をお渡しする形でいいのか、もう少しスリム化してからお渡しするべきものなのか、その辺がよく分からなかったのでお聞きしました。ありがとうございます。

## 事務局(子ども政策担当課長)

あと補足なのですけれども、今回はあくまでも、計画を区がつくるタイミングということで、 先んじて中間の答申ということでおまとめいただいたものになりまして、今回の第1期の権利 委員会の任期としては2年間ありますので、2年の間にもう少し整えていただいて、再度どう いう形で最終答申いただくかということは、2年間かけて委員の中で議論していければいいか なと事務局としては考えております。

#### 小保方委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 内田会長

ありがとうございました。小保方委員に質問していただいたので、我々も今やるべきこと、ま

た今後やるべきことがすごく明確になったのではないかなと思います。

私の意見としては、ボリュームというところでは、ある意味現状と課題を改めて見たときにちょっとまとめすぎているかなと感じたところが私はあったのですね。もう少し子ども自身の実態調査の中から見えている声、例えば自由記述の声とかをもう少し拾ってもいいのかなと思っていたところだったのですね。まさに今、確認ができたように、私たちが今ヒアリングをやっていることも、実態調査ですくい切れていないニーズがあるかもしれない、問題があるかもしれない、必要な事業を起こさなければいけない事業があるかもしれない、そういったところを取りこぼすことがないように今、ヒアリングを、時間をかけてやろうとしているところなわけですよね。なので、そういったところをヒアリングのほうで可能な限り、今、子どもたちがどのような課題を感じているかということを聞いていただいて、区長に中間答申をお渡しするころには、そのときまでにできたものしかお渡しはできないけれども、ホームページ上で公開することにはなると思うので、そういったところでさらに追加でヒアリングをしたものについても公開することはできるのではないのかと思いますし、また、そこから事業として落とし込むところで、確実にそれを実践していくところが大事なのかなと思いました。

それから、小保方委員の話の中で、今、私も少しお伝えしたかったなということを思い出しているので、お話ししたいのですけれども、まとめすぎているなと感じたところについては、やっぱり子どもたちの実態調査、もう1回改めて私、全部今、見直しをしたのですね。まとめすぎていると感じたということなのですけれども、実態調査まで、また自由記述一つひとつまでなかなか誰も見ないのですよ。そこからいかに声をすくって、こういった答申に入れ込むことが、せめてその子どもたちの声が目に触れる機会だとも思うのですね。あの実態調査はやっぱり眠らせてはいけなくて、あれだけ子どもたちが書き込みをしてくれているのです。あれをやっぱり可能な限りすくい取って、この答申に載せることも、子どもの意見を聴いていくという私たちの姿勢として、区民の方にそれを見ていただくことにもなるので必要かな、そんな意味でも少し丁寧に、ボリュームが増えてもちょっと書き込みたいなと思うところです。

なるべく私たちのところで子どもの意見というのを取捨選択してしまっては、子どもの意見を聞く意味が半減してしまいますし、大人が認める範囲内でしか意見は聞かれないのだなと思われないように、子どもたちに幻滅されないように、いろいろな意見がこれだけあるということを私たちがちゃんと受け止めているということを子どもに示す意味もこの答申はあると思いますので、少し丁寧にすくいたいなと思っているところなので、私はあとこの中間答申を出すまでのこの時間、頑張りますので、少し文章を書いて皆さんと共有して、最終的な案にし

たいなと思っているところです。

お待たせしてしまいました。次が別當委員ですか、ずっと手を挙げていただいているので、よ ろしくお願いします。

## 別當委員

よろしくお願いします。子どもへのヒアリングも行った上で感じたことなのですけれども、やっぱり子どもって家庭がベースだなというのをすごく感じた部分で、保護者さんも大変なのですけれども、保護者さんも子どもの権利条例というのを知る必要性があるなと思ったのと、子どもの素直な意見を聴きたいのですけれども、なかなか難しい場合、やっぱり大人も巻き込んだヒアリングの方法とか、別々でもいいですけれども、保護者に対しても、保護者への教育というのですか、それもすごく大事だなと思いました。

子どもの居場所というのはすごく大事なのですけど、居場所があっても行かない子は行かないので、この間、児童館の館長ともちょっとお話ししたのですが、児童館に来られる子はいいけれども、来られない子をどうしようねみたいなことをやっぱり館長も感じていたり、やっぱり居場所があっても行けない子たちはどうしたらいいのだろうかなという課題感と、あと話はがらっと変わってしまうのですけど、先日中野区で中野駅前の大盆踊り大会があったりとか、都立家政で阿波踊りのイベントとかがあったので、盆踊り大会は小Pでブースを出したりして、参加の方向でいったのですけれども、やっぱりまちが、中野区がやっているそういうイベントに来る親子とか、大人の方とか、子どもの方とか、もうすごく楽しそうで、何かそこも居場所の一つになるなと思ったのですね。大人と一緒に出かける場所があるとか、ふだんは一緒にいられない時間が多い親子でも、やっぱり中野でこういうのをやっているといって行こうとなると、そこが親子の時間になり、子どもの居場所になると思ったので、区全体にそういった親子で楽しめるようなイベントとか、お祭りとか、学ぶ機会とかというのを公に企画するのもすごくいいなと思いました。

#### 内田会長

なるほど、そうですね。子どもの居場所のところとか、体験活動とかそういったところに関連するところに、ぜひ入れたらいいのではないかなと思いました。特に今、言ってくださったようなことは、調査のほうにも十分子どもたちが書き込みをしている意見でもあるので、そこがちょっと抜けているかもしれないですね。そこも子どもたちが非常に楽しみにしているという意見を挙げているところもありましたし、そういったところも子どもたちにとっての居場所になっている、何か児童館とか、公園とか、そういう施設というイメージだけではない居場所とい

うところで、何か一つ起こして書いてもいいかな、むしろ書いたほうがいいかなと思いました。 ありがとうございます。

あと、居場所があっても行かない子は行かない、来られない子はどうするのかという課題感があるというお話。先ほどの相川委員のお話ともすごくつながっているなと思いました。ですので、なぜ行かないのか、それは何か施設のほうに問題があるのか、例えば施設の設備の問題なのか、使用上のルールの問題なのか、そこでできる活動の内容に制限があることなのか、はたまたやっぱり子ども自身の家庭の問題なのか、いろいろな課題によって子どもがなかなかそこに行くことができない、あるいは子どもが地域で居場所を確保できていないというところをやっぱり丁寧に評価をしていく必要もあるし、また実態、ニーズというところを私たちが把握していかないといけないということで、その点も書き込みをしたいと思います。ありがとうございます。

あとはどうでしょうか。草野委員、お願いします。

## 草野委員

草野です。学校以外の学びの場みたいなところが、もう少し盛り込まれているといいのかなと思いました。まだちょっとヒアリングはできていないのですけれども、不登校のお子さんのヒアリングを今後予定していて、学校が終わったときに行ける場所の選択肢が少ないのかなというところを少し感じています。私、引きこもり支援事業も担当しているのですけれども、中高年の引きこもりの方もやはり学齢期に不登校の傾向、経験のある方がすごく多くて、そこがつまずくとその後の人生にかなり大きな影響を与えているというのを感じますし、すごく何十年にもわたって苦しんでいらっしゃる方を多く見ます。学校が駄目だった、行ける場所がないというところが、何かちょっと苦しいなと感じていて、スクールソーシャルワーカーの方も不登校の年齢がすごく最近低年齢化していると言っているので、早い時期から学校だけではない選択肢というのも、選択ができる範囲が広がると、お子さんにとってとても有意義なのではないかなと思いまして、そういった文言が含まれてもいいかなと思いました。

#### 内田会長

そうですね、それも大事なご指摘だと思います。学校以外の多様な学びの機会、多様に選択できる選択肢を複数用意する、サードプレイスですよね。そこはぜひ書き起こしをしなければいけないところだなと思います。これもそうですね、今後ぜひ入れたいですね。子どもの居場所づくり、学び、遊び、体験の充実のあたりに入れていくといいかなと思います。最後私、全部見直しをして、今日いただいたご意見、適切な場所に入れて、それをまた確認をいただきたい

と思います。ありがとうございます。

それからどうでしょうか。私、5ページ目のロジャー・ハートのところは書き直ししていいですか。これ誤解がないようにお伝えをしたいと思うところで、あの「参加のはしご」、ロジャー・ハートのはしごでいうところの一番上を目指せ、一番上が理想だというわけではないのですよ。参加にはいろいろな形態があって、その時々で、子どもが主導していく参加もあるし、また大人が主導していく参加もあり、いろいろな多様な参加の形態がある。もちろんあやつりとかはもちろん問題なのですけれども、そうでないところについてはその時々の状況に応じていろいろ使っていくところにはなるので、誤解を招かないように、ここはちょっと書き直しさせていただきたいなと思っているところなので、よろしくお願いいたします。

それから、あとはどうですかね。

## 林委員

林です。子どもの意見表明・参加、9ページ下から10ページにかけてのところで、意見表明といった場合の意見というのをどう捉えるかだとは思うのですが、要は10ページの上のところでは「障害や外国ルーツ、LGBTQ」というところで意見が言いづらいというのがあるのですけれども、要は言葉による意見表明だけしか対象にしてないのかというところがあって、例えばそれが絵で表す形であってもいいですし、ダンスでも歌でも、表現方法はいろいろ、意見表明といった場合の意見というのが、要はオピニオンではないよというところの中で、いろいろと表し方があるなと思っていて、そこを何かうまく入れられたらなと思っています。その辺は先ほど冒頭でお話ししたこども家庭庁のほうのあっちのところでも、意見としては言っていきたいと思っているのですけれども、言葉として言えないと認めないよというわけではないと思いますので、何かそこが逆に基礎自治体だからこそ、特にちっちゃい子とか表情で表すとか、何か意見表明をどう酌み取るのかという部分を含めて、あったほうがいいのかなという部分があります。

要は何か理路整然と言わなくてはいけないよというところではないというところですね。そ ういう意味で安心してそういうものが表明できる場所とか、それを受け止める大人がいるよ というところがあるといいなと思っております。

#### 内田会長

そうですよね、特に我々のところで乳幼児の子どもたちの思いも聴きたいというところを大事にしてきているからこそ、こういったところの言葉一つ大事に書きたいところですね。国連子どもの権利委員会の乳幼児の子どもの意見というところでは、子どもの思いや気持ちの尊

重という言い方で、もともとは英語ですけど、それを訳していたかと思うので、その言葉をぜ ひ意識的に使っていきましょう。意見表明というとおっしゃるように誤解をされる可能性はあ るので、我々の中で分かっていても、これが今度独り歩きをしていくことになるので、そういっ たところは分かりやすく伝えて、また大事なところなので、いきましょう。ありがとうございま した。「思い」や「気持ちの尊重」という言葉は使っていきたいなと思いますね。ありがとうございま います。

それから順番に大橋委員、お願いします。

#### 大橋委員

大橋です。このタイミングで具体的にこういったところに載せるのがいいのか、かなり迷うところではあるのですが、子どもたちが学校の校則について積極的に考える場をある程度つくってあげないといけないのかなというのは常々感じておりまして、それは意見表明なのか、子ども会議の開催ということなのか、そのあたりは私もどういうジャンルのくくりにするのか分からないのですけれども、様々首をかしげるような校則がたくさん存在する中で、子どもたちが意見を言っても潰されてきた歴史があったので、そのあたりが例えば変わると積極的に子どもたちが意見を言ってもいいのだとか、自分たちの意見は聴いていただけるのだというような雰囲気づくりにはとてもいいのではないかなと感じておりまして、今のタイミングで入れてもいいのかなと思いますので、ご検討いただけるとありがたいかなと思います。

## 内田会長

ありがとうございます。この間も議論で学校における子どもの権利保障ということが大事だと強調してきましたよね。それがいろいろなことを書き込んでいく中で、ちょっと分量が少ない気がしますね。私もそれで子どもの実態調査、改めて見ていて、例えばこんなのがありましたね。所持品のルール、例えば筆箱の種類とかシャープペンシルを使いたいけれども使えないとか、あと自転車で行きたいとか、制服の話とか、何か制服のパターンがあって選べるような形にしたいとか、むしろ制服は要らない、あるいは制服はあってほしい、どっちの意見もありました。あと休み時間は毎日外で遊びたい、遊べない何かがあるのだと思うのですね。あるいは体操着の下にスパッツをはきたいとか、置き勉を認めてほしいとか、放課後にもっと体育館や校庭を開放してほしいとか、いろいろなこういう学校のルール、校則について意見がありました。

ですので、こういったことをやっぱり私たちがちゃんと受け止めて、どうこれを改善していく のかというところで、今、大橋委員が言ってくださったように子ども会議なのか、あるいはそ もそも児童会や生徒会、学校におけるそういった話合いというところを改めて私たちのほうから活性化のようなことを提言していくのか、そういった意見を言ってもいい、聴いてもらえるという雰囲気づくりをどうつくっていくのかというところの観点から、提言的なものを入れていくとよいかなと思いました。これもぜひ書き起こしていきたいなと思います。皆さんもいいですよね、皆さんとてもうなずいてくださっているので、これもぜひ入れさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

#### 大橋委員

ありがとうございました。

#### 内田会長

それから相川委員、お願いします。

## 相川委員

先ほどロジャー・ハートの「参加のはしご」のところで、先日ご紹介いただいたとき図も入れていただいていたので、答申にも図ってそういえば入れられないのかなと思いました。

あともう一つ、大橋委員のお話にまさにつながるところで、子どもたちの主権者教育というものが大事なのかなと思っています。意見表明をする権利がある、学校を運営するのは自分たちで、自分も参加者で先生の言われたことを聞いているだけではなくて、ルールを決める主権があるのだという教育もぜひ入れたいなと。それを学校で推進していくということが、子どもの権利の保障にもつながるし、今後自分が大人になったときに子どもたちの権利を守れるような大人につながるのではないかと思っています。それをまとめると主権者教育と言われる分野なのかなと私は認識して、理解しています。その意味を含めて主権者教育という言葉でまとめてもよいですし、言葉でなくても意図を入れられないかなと思いました。

以上です。

#### 内田会長

そうですね、ぜひ入れたいなと思います。子どもの権利の意識啓発、学ぶというところ、権利の普及、浸透というところに入れるか、あるいは意見表明・参加のほうに入れるか、意見表明・参加のほうにもぜひ入れたいところですよね。重なったっていいと思うのですね。そこは「主権者教育」という言葉も入れると分かりやすいのかもしれませんし、その学校を運営するのは子ども、子どもが主人公の学校なのだということ、これはさらには教職員とか大人に対する意識変革を求めるところでもあるのかなと思うと、大人に対するやっぱり権利の普及啓発ということも関連すると思うので、そのあたり方向性でいうところの1番と2番、両方にまたがる形で

書き込みをしたいなと思いました。とても大事な視点だと思います。ありがとうございます。 時間をかけて皆さんにご意見をいただけばいただくほど、どんどんいいものになっていくな と思っておりますが、どうでしょうか、あと何か言いそびれたところはありますか。

#### 田谷副会長

いいですか、田谷です。

## 内田会長

お願いします。

## 田谷副会長

いろいろ考えて、いろいろ入るのはとても大事なのですけれども、条例の文言とどうつながっているのかというのを明らかにしておかなければいけないだろうと思っているのですね。なので、できれば私も表化をしようかなと思ったのですが、それぞれ第1章の何条はどう具現化するのか、第2章の何条はどう具現化するのかとつなげておかないと、条例で書かれていることの方針と取組で取りこぼしが起きるのではないかなという気がしているのです。なので、言われている内容をできれば条文と合わせて表化したほうが分かりやすいかなという感じはしました。

というのも幾つかやっぱり抜けて、今、見比べていて、抜けているところがあって、例えば事業者に対しては私たちはどういう支援をして、子どもの権利の具現化をしてもらうのかということが抜けていたりですとか、あとは薬物とか危険なことに対してどういうふうに子どもたちを守るのかという条文ですね。有害危険環境や情報の個々の分野が抜け落ちていたりするのですね。

恐らく条例ができて、それをやっぱりどう生かすかになると思うので、そこの連動性を持って今回の答申は出したほうがいいと私は思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

#### 内田会長

大事だと思いますよ。特に今、基本的に皆さんのご意見をこのような形で事務局にまとめていただいていますけれども、例えば中間答申の「はじめに」のところで、条例についての話もありますが、どこに、どう書けばいいですかね。条例の例えば体系図のようなものとか、ヒアリングや実態調査で見えてきていることだという照らし合わせみたいなことがあったほうがいいのではないかなと思いますね。

あと評価のところで、今の指摘はとても大事なのではないかなと思います。今回の私たちがつくろうとしているこの推進計画に落とし込むときに、どういったところが特に私たちの今回

のヒアリングも含めた実態調査から、まだ見えてきていないところなのかというところが、私 たちが認識していないといけないところなのかなと思うので。田谷委員が今、そういう視点で 見ていただいて、抜けているなと思ったところは、今、おっしゃっていただいた二つですか。

#### 田谷副会長

そうですね、もう一つは区長ですか、子どもの意見の反映のところで、子ども会議をどう位置づけるのかあたりは、位置づけがちょっと曖昧なのですよね。そこを書き込まないといけないかなというのと、あと救済のところですね。救済のところの進みがもう1段、児童相談所もできていますので、そこも加えて救済と彼らが意見表明したときの結果の報告の仕方のところは、もう1段具体化をして書き込んでもいいのではないかと思います。特に今回条例のほうでは誰一人取り残さないという言葉を何度も何度も使っていますので、そのあたりをきちっとどういうふうに私たちは救済していくのか、どういうふうに意見を必ず反映するのかという仕組みに関して、書いたほうがいいかなという感じはします。

あとは、前の審議会では、あまり意識されていないのですが、SDGsについて今回この答申には何も書いていないのですけれども、今回やっぱりいろいろなところで災害、水害が起きている中で、安全・安心な環境づくりというところに自然環境であるとか、災害のときにどう子どもを救済するのかあたりが、前の審議会でもあまり実は議論されてないのですけれども、SDGsだとそこは重要になるので組み込んだほうがいいのかどうか、ちょっと悩むところですが、子どもの意見では実はあまり出ていないところなのです。中野区はあまり災害がないですよね。ただ、今回の災害、水害を見てしまうと書いたほうがいいのかなというところでは、安全・安心な環境づくりに自然環境を入れるかどうか、災害に絡む救済も入れるかは、議論されていないので入れなくても、次の課題でいいのかなという感じもしているのですが、まとまらなくて申し訳ないのですが、いかがでしょうか。

#### 内田会長

ありがとうございます。この話で多分関連しますか、相川委員、今、手を挙げていらっしゃる のですけれども。

#### 相川委員

ちょっとまた違う視点かもしれませんが、災害時の防災計画に、避難所の運営の中で、ちゃんと子どもがいていいよ、遊んだりしていいよ、という子どもの権利を保障する意図を入れられるといいなと思いました。そういう場所では静かにしなさい、泣くのをやめなさいと言われることで、居づらくなってしまうお子さんはどうしても出てくると言われているからです。そもそ

も中野区は人が多すぎて、避難所も人がそもそも入り切らないだろうみたいな話もあるので すけれども、そのような視点は入れてもいいのかなと思いました。

昔は中野区は水害、川が氾濫してきた経緯があるようです。近年はいろいろな都市計画で改善されてきて、ここ数年はあまり水害がないという状態なのが中野区だと理解しています。 以上です。

## 内田会長

ありがとうございました。そうですね、まず条例というものをちゃんと私たちが一つ枠として持って、そこで保障されているものについてちゃんと議論されているかどうかという視点は、今、田谷委員が言ってくださったようにすごく大事だと思うのですね。そこは踏まえた上で、ただ、今回調査で、ヒアリングでそこまでは子どもの声としては聴かれていないものについて、では触れないのか、触れないでいいのかというご指摘だったと思うのですけれども、その大事さ、重要な視点に我々は気づいているのだということでもあるので、書き方はあるかなと確かに思うのですが、今回話としては出てきて、具体的な話としては出てきていないこういった視点も子どもの権利条例、あるいは子どもの権利条約、SDGsも含めて重要な視点であろうというようなことを書き起こしてもいいかなと思いました。

この第1期の子どもの権利委員会の上に、2期、3期と蓄積されていくので、そのときに、1期で話には出ていたけれども、そこはあまり具体的に議論されていない、後々の権利委員会で引き取ってそれが中心テーマになるときも来るかもしれませんので、そういった意味では第1期なのでなるべく全般的に、これだけの委員の方々がいらっしゃるので、私たちもなるべく網羅したいというところはあるかなと思うので、田谷委員が言ってくださったこともぜひ、どう書こうかしら。ちょっと考えますけれども、とても大事な視点ではないかなと私は思いました。どうでしょう。事務局のほうでも、いいですか、そんな方向で考えて。

#### 事務局(子ども政策担当課長)

条例とのリンクというのは非常に重要になると思います。手法としてはいろいろなやり方があるかなと思っているのですが、今、思いつくのは、中間答申で書かれているところに、条例でいうとどこの条文、何条に関連のあるものなのかというのを表記するやり方もあると思いますし、逆に条例側から見て、星取り表みたいな形で、例えばこの3番の取組の方向性の何番にここの第何条については含まれているとか含まれていないというのを表示するやり方もあると思いますので、いずれにしても条例とのリンクがもう少し分かるような表記の仕方に工夫してみたいと思います。

## 内田会長

そうですね、田谷委員のさっきのご意見だと、今でいう後者のほうのイメージでさっき語られていらっしゃいましたよね。

#### 事務局(子ども政策担当課長)

そうですね。後ろの付属資料につけるというのも一つやり方かなと思うので、そこは工夫してみたいと思います。

#### 内田会長

そうですね。ありがとうございました。

#### 田谷副会長

お願いします。

## 内田会長

やっぱり条例の制定のところに関わっていらっしゃった委員ですので、そこでこういったプロセスでこの条例ができていた、今、私たちが、では権利委員会としてどのような思いを持って推進計画に落とし込んでいくかというときに、条例の制定プロセスの議論もちゃんと踏まえていただけるのが非常にありがたいですね。

では、一旦中間答申はこのあたりでいいでしょうか。あとはメール上で皆さんとファイルを共有して見ていただいて、最終的には私、あと事務局のほうで取りまとめをして、最終案にまとめるということでよろしいでしょうか。今日いただいたご意見もうまいこと入れて、頑張ってみたいと思います。送らせていただきますので、またご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

答申の提出が8月30日の火曜日で、行ける委員の方いらっしゃいますか。私はこれまで川崎市でこういった答申を出すとき、ほぼ委員会のフルメンバーで市長に答申を持っていっていたのですけれども、何人かの委員の方に代表して答申を託すということももちろん、皆さんもお忙しいかなと思うのですが、8月30日、行けるという方はいらっしゃいますか。今、手を挙げてくださって。

#### 小保方委員

ごめんなさい、時間帯は何時ぐらいになりますか。

## 内田会長

時間帯、何時ぐらいでしょう。

## 事務局(子ども政策担当課長)

午後4時、16時です。

## 内田会長

16時から30分程度ということなのですが。

## 事務局(子ども政策担当課長)

新型コロナウイルスの関係もあり、内田先生を除いてご参加いただけるのは2名で、計3名でお願いしたいなと思っています。

#### 内田会長

残念ですけれども、そうしますとあと2名、どなたかということですね。先ほど手を挙げてく ださった方々から来ていただければと思います。

#### 相川委員

オンライン中継していただければ、出られると思います。

## 内田会長

オンラインは可能なのですか。

#### 事務局(子ども家庭支援担当部長)

オンラインはちょっと。

## 内田会長

難しいかな。

#### 事務局(子ども家庭支援担当部長)

そうですね、すみません。様子などは、またすぐホームページに載せて、SNSとかで発信するような形になると思います。

## 事務局(子ども政策担当課長)

では今、手を挙げられた方で、別當さんと大橋さんでよろしいですか。では、そのような形で。

## 内田会長

皆さん、ご協力をいただけるとおっしゃっていただいたのですけれども、本当に今のコロナの状況が移り変わって大変ですよね。分かりました。それでは別當委員と大橋委員ですね、よろしくお願いいたします。30日の16時からということで、詳細はご連絡させていただくことになると思います。

あと、9時まであと残りが少ないのですけれども、議事の3点目になります。この前の意見聴取の実施状況を共有するということで、多分なかなか進んでいないところもあるかなと思う

のですが、まず全体の実施状況を事務局のほうからご説明をいただけるでしょうか、お願いい たします。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

それでは参考資料の1ですね、「意見聴取の実施について」をご覧ください。既に実施が終了したものについては、グレーで塗り潰しております。皆様お忙しい中、実施に関わる調整などで様々動いていただいておりまして、ありがとうございます。皆様に聴き取っていただいた内容は、参考資料2、「回答のまとめ」をご覧ください。

外国ルーツの子どもの意見を聞いてくださった草野委員、大橋委員からは、ワーキングにおいて「一緒に遊んで信頼関係を一定程度築いてから、遊びの合間に聞いて実施した。分かりやすく正確に伝えるという部分が難しいと感じた。」「まずは子どもに友達だと思ってもらい、その子に合った聴き方をしないと意見をもらうところまでたどり着けない。本当に難しいと思ったが、非常によい経験だった」といったご意見をいただいたところです。

また、障害のある子どもの意見を聞いていただいた林委員、隅田委員からは、「意見聴取のフォーマットにこだわらず、その子どもが話せることを聴き取った。周りの大人の雰囲気や周りの大人がどのように接しているのかを見ることも大切だと感じた。」「その場所が子どもにとって居心地のよい場所になって、その中で人間関係ができていたり、こだわりがあることが見えたことはよかった。子どもを支えるスタッフがどのようなことを求めているかを聞く機会があってもよいのではないかと思った」といったご意見をいただきました。

それから別當委員と林委員には、無料塾に通う2名のお子様から意見を聴いていただいたのと、別當委員にはお知り合いのお子さんからも意見を聴いていただきました。このような回答、状況になってございます。

説明は以上です。

#### 内田会長

ありがとうございました。特に最後のところですか、無料塾について別當委員、林委員、あるいはほかのところについても結構ですので、実施をしてみてのご感想ですね。特にこういう工夫をすると子どもの意見を聴くことができたとか、あるいはこういうことが難しかったですとか、そういったところをぜひここで共有して、私たち自身の子どもの意見、思いや考えを尊重していくスキルをアップしていくためにも、共有をしていきたいなと思いますが、実施をされてみてどうでしたか、どんな工夫をされたとか、どんな話が聴かれたとか、どんなことでもいいのですけれども、もしお話しいただけることがあったら、お願いしたいのですけれども、どうで

しょう。

では、別當委員、お願いします。

#### 別當委員

なかなかアポの返事が来なくて、前日の夜中ぐらいに、夜遅くにお返事をいただいて、その 理由は無料塾さんに関しては、保護者様の承諾が必要、承諾を得た上でならオーケーと言わ れたので、そこが引っかかってなかなかお返事がいただけませんでした。でも実際にオーケー だよと言われて、林先生に急だったのですけど、お返事が来ましたと連絡をして、対応して、一 緒に来ていただきました。

実際にはお子さん2人、ごきょうだいなのですけど、たまたま別々で聞くことができて、2人にとっては慣れた場所だったので、逆に私のほうが緊張してしまったのですが、2人が慣れた場所というのもいいなと思ったのと、あと3人での対面、面談になったのですけれども、あえて輪っかになりました、三角。林先生が主として聞いてくださる方、前にお子さん、斜めに私みたいな、中間的な。

#### 内田会長

向かい合う形にならないということですね。

#### 別當委員

そうです。あまり威圧的な、圧迫感を与えないようにと思ってそういうふうにしてみました。 大橋委員たちのアドバイスを踏まえて、その子に合わせてキャラを変えました。

# 内田会長

どんなふうに。

## 別當委員

何かお兄ちゃんと弟で全然キャラが違っていて、こういう感じだったら話してくれるだろうなと即座にカメレオン的になって、私、ため口とかすごく苦手なのですけれども、あえてため口のほうがいいかなと思った子にはめちゃくちゃため口でやってみました。そうしたら何か無料塾の代表の方から、この子はこういう子で、この子はこういう感じの子でちょっと緊張しやすいですよとか言われたのですけど、意外にそれって大人が結構決めつけて見ているなという部分があって、全然お子さんはそういう感じではなくて、寄り添えばちゃんと答えてくれるのだなという印象を受けました。

なので、緊張したのですけれども、場の雰囲気とか、その子に合わせてのキャラの受け答えとか、相づちとか入れていけばどんどん意見て出てくるものかもしれない、年齢にもよると思う

のですけど、子どもの本当に素直な意見が聴けて、すごくいい時間だったと思います。

## 内田会長

すばらしいですね。

## 別當委員

林先生がいてくれたからバランスがよかった感じです。私だけだったらまた違ったと思います。

#### 内田会長

一対一ではなくて、委員が2人で行くことのよさというところが生かされたということです ね。

#### 別當委員

そうですね。一対一でないほうがいいのか、よほど知り合いでない限りは、ちゃんとした人たちが来たのだよと、お巡りさんとかも2人で回るそうですから。何か一対一は何か怖いかな。

## 内田会長

ありがとうございます。林さん、どうでした。

## 林委員

私が聴くより、むしろ別當さんがいらしたことで和やかな雰囲気になったのではないのかな と私は思っています。とはいっても大人2人で中学生1人とかって、あまりよくはないかなと思 ったりする部分はあるのですけれども、でも、特にそんなに緊張されてはいなかったようだっ たので、そのときによるのかなと思ってはいます。

あとは、あとは、といって根掘り葉掘り聞いてもなというところあるので、時間が限られている中でどう質問しながらというところはあるので、やっていきながら、もうやるしかないかなというところだとは思います。

それから、私がやっていて思うのは、要はこういうヒアリングとかに参加された、逆にその委員の皆さんが、そうやって子どもの声を聴くことについて、どう感じているのかというところ、そこが逆に今回の提言とか報告のところでうまく言葉として出てくるといいのかなと思っています。やっぱり身近な、ふだん接する子とはまた違う子と話をすることになると思いますので、そこの中でどうやってコミュニケーションをとったりとか、またそういった子の思っていることをどうやったら酌み取ることができるのかというのをいろいろと工夫とか、大変な部分はあるのですけれども、経験として感じ取っていただけるのは大事だなと思っております。

## 内田会長

そうなのですね、ぜひ皆さんのお手元に聴き取ったものを書き取るフォーマットがあるかと 思うのですけれども、その最後のところにそれをやってみて実際にどう感じられたかというと ころ、言葉にしておいていただけるとありがたいです。最後本当に林さんが言ってくださった ように、私たちが子どもたちの声を聞いたときに、子どもたちがちゃんと居心地のいい話しや すい場をつくって、またあまり上位関係にならないようにフラットな形で、言葉遣いもため口 も使ったり、いろいろな工夫をすることで、なるべくフラットに話す、いろいろな工夫をしてみ ると、こんなに子どもたちは意見を言ってくれるのだとか、こんなにいろいろな意見を持って いるのだということを感じることが大事だと思っていまして、まず私たちが子どもたちの力を 実感すること、そのためにもこのヒアリングが大事、今の私たちがそれを実感する、その意味も あって今回やっているところだと私は思っているところです。

ですので、今日の今のお話もよかったなと思いました。結構大人は決めつけているよね、で も本当はもっとこんなにふうに考えていると言ってくれるではないかと、それを実感できた、 経験できたことがすごく大きかったのではないかなと思いました。

ですので、引き続き、コロナもありますし、あちらとの日程調整はいろいろ難しいところもあるのですけれども、こうやって聴いていくことの意味、我々のスキルアップもそうですし、まず私たちが子どもたちの力を信じていける、実感を持って信じていける、そのためにもぜひ引き続き経験を積んでいければなと思っています。

あとはもう一つ、乳幼児の意見聴取のところで、ご相談があると伺っていたのですけれども、 田谷委員と隅田委員ですかね。少し今どういう状況かというところ、また共有いただいてもい いですか。

## 隅田委員

田谷先生、先にお話しされますか。

#### 田谷委員

隅田委員からお願いしてもいいですか。

#### 隅田委員

日程を8月9日で済ませてはいたのですが、先方の方、私たちがこういうふうに取組をする もう何年も前から子どもの権利を意識しながら保育をされていた保育園の先生方でさえ、乳 児に対する意見聴取のやり方について、ちょっと驚きを隠せないというご意見を実はいただ いて、一度予定を白紙に今、戻しました。

というのは、私たちが例えば乳児であったとしても、幼児であったとしても、取りこぼしをせ

ず意見を聴いていくのだよというところの動きはとても重々承知してくれていて、ぜひぜひと お答えはいただいていたのだけれども、実際に例えば0歳児、それから1歳の子たちに対する 意見聴取を、田谷先生のほうでいろいろ調べていただいて、絵カードを使ったり、あとは近隣 のよく行っているような公園の写真を見せてみたりというところで、トライをしてみようと思う というお話をしたら、それはそれはそのやり方に対して驚きを隠せなかったようで、それはちょっと難しいのではないだろうかと。そうは言っても周りのいつもその居場所にいる保育士だったりスタッフの大人が、子どもとどう接しているかの様子を観察し、スタッフの方からの意見 聴取をすることで、それが結果的には子どもの気持ちだったり意見をこちらで聴き取ったという状況になるのではないだろうかと先方のほうは思っていらっしゃったところが、実際にこちらは子どもに対して、0歳児であったとしてもトライをするというところにちょっとびっくりされてしまい、もしそういうことであればもう少し準備期間というか、いろいろ打合わせをする時間がもう少し必要なのではないかというようなご意見をいただいて、今回意見聴取を一度取りやめにしました。

あと最近ニュースでも言われているのですが、実は手足口病と、それからRSウイルスにかかってしまう子が最近多くなって、欠席者が多いということもあって、それも含めて今回一度見合わせをしませんかということで、調整をし直すという形に今はなっています。

私からは以上です。

#### 内田会長

ありがとうございました。状況を共有していただきました。田谷委員、何か補足、あるいはど のようなやり方でやろうとしていたかとか、そのあたりお話をいただいてもいいですか。

## 田谷委員

いろいろ調べて、内田委員からいただいたオゴタ大学の資料から全部検索をしていって、いろいろな手法を見て、できるかと考えて、ちょっと時間がかかってしまったのですが、隅田委員のほうに絵カードを見せたときの反応とか、近所の公園の場所や遊具とか、それから先生の顔とかを写真に撮って、それをどんなふうな反応で示すのか、それによって好きなもの、嫌いなものとか、何が楽しいと思うのかを教えてもらおうかなと思っていました。

2歳くらいになったら、一緒にお散歩についていったり、園の中を案内してもらって、ここが好きな場所だよとか、ここで何を遊ぶのだよと意見を聴きながら、彼らの夢を聴き取れればと思っていたのですけれども、そういう手法が海外の方法であったのでやってみようと思ってはいました。

ただ、私が隅田委員にこういう方法はどうかという提案が直前になってしまったので、今回はちょっと難しいと言われたので、これから8月末の答申には間に合わないかもしれませんが、もし保育園のほうがその手法の話合いをして、やってみてもいいと言ってくれたら、チャレンジしてもいいかなとは思っています。

併せてですが、私のほうの報告をさせてもらうと、難病の方にアプローチをしようと思っていたのですが、今やはりこのコロナ禍、新型コロナ感染拡大で、やっぱり会うのは危険と保護者のほうから言われてしまいましたので、Zoomではどうかなみたいな話もしたのですけれども、そこもまた難しいかなというところで、難病の方はできていないです。

LGBTについては、今、お返事が来ない状況なので難しいかな、8月中は難しいかなというところです。

それから里親家庭のお子さんについては、今調整中です。

## 内田会長

なるほど。ありがとうございました。いろいろ難しいところをたくさん引き受けてくださって、本当にありがとうございます。乳幼児のところは本当に手探りになるところなので、もしチャレンジできる機会があったらぜひ、それが実際どうだったかというところをまた私たちも知りたいのですね。また私もちょうどもう一つ乳幼児というところで、やっぱり現場の先生のご協力なくしてこれは本当にできないので、私も本当にご相談から入るところなのですね。なので、本当にこの先、もしそういうことが可能だったら、ちょっとやってみるという方向になったら、ぜひやってみる、子どもたちが実際に近くの公園で遊んでいるところを観察するというところからも見えてくるところがあると思いますので、何かちょっとできることをやってみるということは、引き続きぜひ皆さんと模索をしていきたいなと思っているところです。

以上ですかね。というところで引き続き意見聴取のほうはよろしくお願いいたします。 最後、その他ですか。では事務連絡のほう、事務局のほうからお願いいたします。

#### 事務局(子ども政策調整係長)

それでは皆様、このたびの第4回まで、途中ワーキングも含めまして、非常にタイトなスケジュールの中、大変熱心にご議論をしていただきまして、誠にありがとうございました。本日の議論も踏まえまして、最終答申案につきましては、その修正に当たっては会長のほうとこの会議の中で確認させていただいたとおり、会長のほうに一任をさせていただきまして、最終の答申案をまとめて後日事務局からメールでお送りさせていただきたいと思います。それから、本日の資料については、後ほど皆様に郵送させていただきますので、ご査収いただければと思い

ます。

先ほどお話がありました中間答申の提出につきましては、8月30日の火曜日になります。子 どもへの意見聴取については9月に入ってから実施される方がいらっしゃると思いますので、 適宜メール等で共有させていただきたいと思います。

最後に、次回の委員会になりますが、少し間が空きまして10月29日土曜日午前10時から、場所は区役所5階の教育委員会室を予定しております。また近くになりましたら改めてご案内等差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは皆様、中間答申までのご議論、本当にありがとうございました。引き続きどうぞよ ろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1期第4回中野区子どもの権利委員会を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。

午後9時07分 閉会